

家庭用品品質表示法に基づく 立入検査に御協力をお願いします

検査の趣旨

家庭用品品質表示法は、一般消費者が日常使用する家庭用品について、その購入の際に正しい選択を行えるよう商品の品質、性能、取扱方法等を商品に表示することを事業者が義務付けています。

盛岡市では、この法令で義務付けられた表示がきちんとなされているか確認するため、市内各店舗の立入検査を行っておりますので、検査に御協力くださるようお願いします。

令和8年度の検査対象

繊維製品「ハンカチ」

具体的な検査事項

○次の事項が適正に表示されているか確認します。

①繊維の組成、②表示者名及び連絡先

○表示方法等

品質表示が、下げ札や貼り札で見やすい箇所にわかりやすく表示しているか。

(表示例)

綿 100%	羊毛 50% カシミヤ 50%	COTTON 50% ポリエステル 30% 再生繊維（セルロース） 20%
〇〇××株式会社 東京都千代田区〇〇町××番地 TEL 03-9999-9999	〇〇××株式会社 東京都千代田区〇〇町××番地 TEL 03-9999-9999	〇〇××株式会社 東京都千代田区〇〇町××番地 TEL 03-9999-9999

担当 〒020-8530 盛岡市内丸3-46 盛岡市役所内丸分庁舎 4 階
盛岡市消費生活センター
(TEL 019-604-3301)